

○甲斐市こども医療費助成金支給条例施行規則

令和3年12月21日

規則第17号

甲斐市こども医療費助成金支給条例施行規則（平成20年甲斐市規則第8号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、甲斐市こども医療費助成金支給条例（平成16年甲斐市条例第108号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（条例第3条第1項ただし書の規則で定める特別の事情）

第3条 条例第3条第1項ただし書の規則で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

- （1） 身体又は生命に危険が生じるおそれがあること。
- （2） その他市長がやむを得ないと認める事情

（受給者証の交付申請等）

第4条 条例第3条の規定による医療費の助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、条例第5条の規定による申請をするときは、甲斐市こども医療費助成金受給資格者証交付等申請書（様式第1号）（以下「交付等申請書」という。）に医療保険各法の規定による資格確認書等その他当該子どもの保護者であることを証明する書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があつた場合において、助成対象者であると認めたときは、甲斐市こども医療費助成金受給資格者証（様式第2号）（以下「受給者証」という。）を交付するものとする。

（受給者証の有効期間）

第5条 受給者証の有効期間は、前条第1項の規定による申請があつた日から当該こどもが満18歳に達する日以後の最初の3月31日又は受給資格喪失日のいずれか早い日までとする。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める日を申請日とみなす。

(1) 対象者となった日の翌日から起算して15日以内に前条第1項の規定による申請をしたときは、対象者となった日

(2) 災害その他やむを得ない理由により前条第1項の規定による申請をすることができなかった場合において、当該やむを得ない理由がやんだ日の翌日から起算して15日以内に当該申請をしたときは、当該やむを得ない理由により当該申請をすることができなくなった日

(受給者証の再交付)

第6条 受給者証の交付を受けた助成対象者（以下「受給資格者」という。）は、条例第5条の規定により受給者証の再交付を受ける場合は、交付等申請書を市長に提出して、その再交付を受けなければならない。

2 受給者証を損傷した場合の前項の申請には、前項の申請書に当該損傷した受給者証を添えなければならない。

3 受給資格者は、第1項の規定により再交付を受けた後、亡失した受給者証を発見したときは、直ちに市長に返還しなければならない。

(委託)

第7条 条例第7条第1項の規定による保険医療機関等への支払に関する費用の審査及び支払に関する事務は、山梨県国民健康保険団体連合会及び山梨県社会保険診療報酬支払基金に委託して行うものとする。

(条例第7条第3項の規則で定める場合)

第8条 条例第7条第3項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) こどもが山梨県内の保険医療機関等で療養の給付又は訪問看護療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給を受けた場合で、助成対象者が、当該保険医療機関等の窓口で受給者証を提示しないとき。

(2) 山梨県外の保険医療機関等で療養等を受けた場合

(3) 医療保険各法に規定する入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費、家族療養費又は特別療養費の支給の対象となる療養等を受けた場合

(4) 母子保健法（昭和40年法律第141号）に基づく養育医療の給付の対象となる療養等を受け、かつ、同法第21条の4第1項の規定により扶養義務者が費用を徴収されること

となる場合

- (5) 山梨県内に事務所を有しない国民健康保険組合のうち次に掲げるもの以外のもの
又は山梨県外の市町村が行う国民健康保険の被保険者が療養等を受けた場合

ア 全国歯科医師国民健康保険組合

イ 全国土木建築国民健康保険組合

ウ 中央建設国民健康保険組合

- (6) 前各号に掲げる場合のほか、市長において必要があると認める場合

(助成金の請求等)

第9条 条例第7条第3項の請求は、こども医療費助成金請求書（様式第3号）により行わなければならない。

- 2 市長は、特に必要と認めるときは、前項に定めるもののほか、必要な書類の提出又は提示を求めることができる。

- 3 前2項の規定にかかわらず、前条第4号に規定する場合にあつては、山梨県から本市に納入通知書が送付されることにより受給資格者から第1項の規定による請求があつたものとみなし、市が当該納入通知書をもって山梨県に支払うことにより受給資格者に対し助成金の支給があつたものとみなす。

(条例第10条に規定する規則で定める事項)

第10条 条例第10条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 被保険者、加入者又は組合員名
- (2) 保険者名
- (3) 資格確認書等の記号・番号
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(変更の届出)

第11条 条例第10条の規定による変更の届出又は受給資格を失ったときの届出は、交付等申請書に受給者証を添えて行わなければならない。

- 2 条例第10条の規定による支給理由が第三者の行為によって生じた場合の届出は、第三者行為傷病届（様式第4号）により行うものとする。

(受給者証の返還)

第12条 受給資格者は、受給資格を喪失したとき、又は新たな受給者証の交付を受けたときは、速やかに受給者証を市長に返還しなければならない。

(受給資格者台帳)

第13条 市長は、医療費の助成に関する事務を的確に処理するため、こども医療費助成金受給資格者台帳を備えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(甲斐市高校生等医療費助成金支給条例施行規則の廃止)

2 甲斐市高校生等医療費助成金支給条例施行規則（平成29年甲斐市規則第8号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則による改正後の甲斐市こども医療費助成金支給条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われる医療に係る医療費助成金について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費助成金については、なお従前の例による。

4 この規則の施行の日前において、この規則による廃止前の甲斐市高校生医療費助成金支給条例施行規則の規定により行われた医療に係る医療費助成金については、なお従前の例による。

5 この規則の施行の際、改正前の甲斐市こども医療費助成金支給条例施行規則の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和6年11月27日規則第33号）

(施行期日)

1 この規則は、令和6年12月2日から施行する。

(経過措置)

2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号。以下「法」という。）第10条の規定の施行の際現に市から被保険者証又は被保険者資格証明書の交付を受けている者が令和6年12月2日以後

に当該規則の規定による事業の利用又は申請等をする場合における当該被保険者証又は被保険者資格証明書については、法第10条の規定による改正前の国民健康保険法（昭和13年法律第60号。これに基づく命令を含む。）の規定により定められた当該保険証又は被保険者資格証明書の有効期間が経過するまでの間（当該有効期間の末日が令和6年12月2日から起算して1年を経過する日の翌日以後であるときは、令和6年12月2日から起算して1年間とする。）は、なお従前の例による。

附 則（令和7年1月28日規則第1号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条、第6条、第11条関係）

甲斐市子ども医療費助成金受給資格者証交付等申請書

甲斐市長 様

申請年月日		年 月 日	※保留解消日		年 月 日
異動事由	新規	出生（第 子）・転入・他医療制度非該当（ 医療） 生保離脱・その他（ ）			
	喪失	転出・他医療制度該当（ 医療）・生保加入 その他（ ）			
	変更	保険・住所・氏名（子ども・保護者）・保護者・その他（ ）			
	再交付	紛失・破損・汚損・その他（ ）			
異動年月日		年 月 日			
保護者	氏名		生年月日	年 月 日	
	住所 連絡先	（ - - ）			
子ども	氏名		生年月日	年 月 日	
	住所	（※保護者と同住所の場合記載不要）			
子ども	氏名		生年月日	年 月 日	
	住所	（※保護者と同住所の場合記載不要）			
子ども	氏名		生年月日	年 月 日	
	住所	（※保護者と同住所の場合記載不要）			

- （注） 1. こどもの氏名は今回の申請対象の児童についてのみ記入する。
2. こどもの資格確認書等の写しを添付する。

受付印

様式第2号(第4条関係)

(表)

甲斐市 子ども医療費助成金受給資格者証									
公費負担者番号	8	1	1	9					
受給者番号									
被保険者等記号・番号									
保険種別									
保険者番号									
保護者	住所								
	氏名								
子ども	氏名								性別
	生年月日	年	月	日					
有効期間	通院・入院	年	月	日	から				
		年	月	日	まで				
交付年月日		年	月	日					
甲斐市長 									

(裏)

注 意 事 項	
1 この証は、甲斐市子ども医療費助成金支給条例によって助成を受けることができる者の証ですから大切に保管してください。 2 保険医療機関等で療養を受ける場合は、電子資格確認または資格確認書等により被保険者等であることの確認を受け、この証を必ず窓口に提示してください。 3 医療費の償還払いを受ける場合は、医療を受けた月を単位として、その翌月以降に子ども医療費助成金請求書を市役所へ提出してください(領収書の添付または医療機関の証明を受ける必要があります。) ※提出期限は、医療を受けた日の属する月から起算して2年以内。 4 次の事由が生じたときは、必ず届け出をしてください。 (1) 記載事項に変更があったとき。 (2) 保護者または子どもの資格がなくなったとき。 (3) この証を紛失または汚破損したとき。 5 受給者の資格がなくなったり、有効期間を経過したときは、速やかにこの証を市役所へ返してください。 6 この証で受けられる助成は、医療保険の対象となる医療費のみです(差額ベッド、証明書等作成料、歯科等の自由診療、予防接種、健康診断費用等は助成対象とはなりません。) 7 日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」を利用するときは、助成対象となりませんのでご注意ください。 〈問い合わせ先〉 甲斐市役所 子ども子育て健康部 子育て支援課 電話 055-278-1692	

様式第3号(第9条関係)

こども医療費助成金請求書

甲斐市長 様

次のとおり支給されるよう請求します。

請求年月日 年 月 日

請求者記入欄	請求者 (保護者)	氏名		住所		連絡先 (平日の日中に 連絡可能な番号)	-	-
	こども	氏名		生年月日	年 月 日	住所	(※保護者と同住所の場合記載不要)	
	振込先 (普通口座 に限る)	金融機関名		支店名		口座番号	口座名義人(カタカナ)	
		銀行 金庫 信組 農協	金融機関コード	支店 支所	支店コード			

医療機関等記入欄	年 月 分		入院時食事療養費分	食事回数		回	医療機関等の証明 左記の通り相違ないことを証明する。 年 月 日 住 所 名 称 代表者
	区 分	☐ 入院外 ☐ 歯科 ☐ 調剤		標準負担額		円	
		☐ 入院 (日)	総費用		円		
	☐ その他()	公費負担		有()円・無			
保険医療費総額			円				
保険内負担額			円	☐ 2割 ☐ 3割 ☐ その他()			

市町村記入欄	保険医療費総額	円 …(A)	付加給付額(高額療養費)	円 …(D)
	保険者負担額	円 …(B)	入院食事負担額	円 …(E)
	法定一部負担額(A)－(B)	円 …(C)	公費負担額	円 …(F)

- 1 領収書(原本)の添付、又は医療機関等記入欄の記入が必要です。
- 2 この助成制度より、他の保険制度が優先されますので、付加給付・高額医療費等を受けられた場合は、申請時に支給決定通知書を添付してください。

支給決定額 (C)－(D)＋(E)－(F)	円
--------------------------	---

様式第4号(第11条関係)

第三者行為傷病届

甲斐市長		様		年 月 日	
		届出人 住 所			
		(保護者) 氏 名			
		連絡先		-	-
受 給 者 番 号					
被害者	住 所				
	氏 名				
事故発生年月日		年 月 日 午 前 後 時 分頃			
事故発生の場所					
事故発生の原因 及びその状況					
医 療 機 関 名					
療 養 期 間		年 月 日 から 年 月 日 まで 見込 完了			
傷 病 名					
被 害 の 状 況					
加害者	住 所				
	氏 名		連絡先	-	-
	勤務先		連絡先	-	-

様式第 1 号 (第4条、第6条、第11条関係)

様式第 2 号 (第4条関係)

様式第 3 号 (第9条関係)

様式第 4 号 (第11条関係)